

サービス産業動態統計調査
特別集計を見る上での利用上の注意

1. 特別集計の概要

2025 年（令和 7 年）1 月より、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査が統合されて新たにサービス産業動態統計調査が創設されたことに伴い、これまで特定サービス産業動態統計調査で公表していた一部の詳細な業種の売上（収入）金額について、産業細分類別の特別集計を行い、参考値として公表する。

表 1 特別集計の対象業種

No.	産業細分類※ ¹	産業分類名
1	3911	受託開発ソフトウェア業
2	3912	組込みソフトウェア業
3	3913	パッケージソフトウェア業
4	3921	情報処理サービス業
5	3922	情報提供サービス業
6	7311	広告業※ ²
7	7431	機械設計業
8	7452	環境計量証明業
9	7499	その他の技術サービス業
10	7961	葬儀業
11	7962	結婚式場業
12	8043	ゴルフ場
13	8044	ゴルフ練習場
14	8045	ボウリング場
15	8048	フィットネスクラブ
16	8052 8053	遊園地・テーマパーク
17	8064	パチンコホール
18	8231	学習塾
19	8245	外国語会話教授業

※ 1：日本標準産業分類における産業細分類

※ 2：産業中分類「73 広告業」と同一

2. 特別集計の集計方法

- （1）サービス産業動態統計調査で調査している事業活動に該当する業種※³については、当該事業活動の産業別売上（収入）金額を集計している。

※ 3：企業等及び事業所で共通の事業活動に該当する業種であり、表 1 の「広告業」、「機械設計業」、「その他の技術サー

ビス業」、「葬儀業」、「結婚式場業」、「ゴルフ場」、「ゴルフ練習場」、「ボウリング場」、「フィットネスクラブ」、「パチンコホール」、「学習塾」及び「外国語会話教授業」が該当

- (2) (1) 以外の業種^{※4}については、表章年月で利用可能な経済構造実態調査又は経済センサス - 活動調査の集計結果であるサービス分野の生産物分類別売上（収入）金額を利用して、当該業種の売上（収入）金額を推計している^{※5}。

※4：表1の「受託開発ソフトウェア業」、「組込みソフトウェア業」、「パッケージソフトウェア業」、「情報処理サービス業」、「情報提供サービス業」、「環境計量証明業」及び「遊園地・テーマパーク」が該当

※5：サービス産業動態統計調査の上位分類の事業活動の産業別売上（収入）金額に、当該業種に対応する生産物分類別売上（収入）金額の構成比を乗じて推計

3. 利用上の注意

- (1) 特定サービス産業動態統計調査では母集団の復元を行っていないなど、サービス産業動態統計調査とは調査設計が異なるため、実数値での比較はできないことに注意が必要である。
- (2) 2025年各月の前年同月比が算出できるよう、2024年1月分以降を集計している。
- (3) 集計値は表章単位未満を四捨五入して百万円単位で表章している。
- (4) 「p」が付された年月の結果数値は速報値を表す。